



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染
のリスクがあります。当日の来場に関しては、
感染の回避のため自粛をご検討ください。

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

第59期 定時株主総会 招集ご通知

2020年3月1日から2021年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2021年5月25日（火曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県浜松市中区板屋町110番地17

ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQR
コード[®]を読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けた株主総会ご来場の自粛検討 及び書面・インターネット等での議決権行使のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外で続いております。株主さまの安全を第一に考えますと、屋内の閉鎖空間で多人数が近距離で一定時間いることは感染リスクを高めることから、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせいただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。とくに、感染による影響が大きいとされる高齢者や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまにおかれましては、感染の回避のため、ご来場を見合わせいただくことを強くお勧めいたします。また、健康な方におかれましても、症状が現れていないだけという可能性もございますので、自他双方の感染予防の観点から慎重にご判断ください。

何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 来場される株主さまへ

①体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合がございます。

・体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。

37.5℃以上の発熱など体調不良と判断した場合は、入場をお断りする場合がございます。

②マスクの着用などご自身及び周囲の感染予防のご配慮を徹底していただくようお願いします。

・会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。

・運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきます。

③その他感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、その際はご協力ください。

④お土産の配布はございません。

2. 株主の皆さまへ

議決権行使は、書面またはインターネット等での行使が可能ですのでご活用ください。

3. 本株主総会動画配信のご案内

本株主総会終了後、本株主総会の動画配信を実施いたします。詳細は本招集ご通知に同封の案内状にてご案内しております。

なお、今後の感染拡大の状況や政府の発表内容等により、感染予防及び拡散防止のための対応内容を変更する場合がございます。その際は当社ウェブサイト (<https://www.mv-tokai.co.jp>) に掲載いたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

証券コード 8198
2021年5月7日

株主の皆さまへ

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 神尾 啓 治

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町110番地17
ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第59期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement-public>) に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement-public>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表・計算書類の個別注記表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



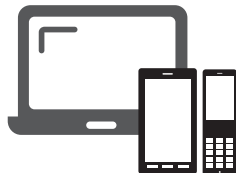
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



最終ページをご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とします。

目次

招集ご通知 2

株主総会参考書類 4

（添付書類）

事業報告 14

連結計算書類

連結貸借対照表 38

連結損益計算書 39

連結株主資本等変動計算書 40

計算書類

貸借対照表 41

損益計算書 42

株主資本等変動計算書 43

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 44

会計監査人の監査報告 47

監査役会の監査報告 49

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては社外取締役3名を含む8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※1）	第59期の取締役会 への出席状況 （※2）
1	神尾啓治	代表取締役社長 兼 社長執行役員 再任	18回／18回
2	山田憲一郎	取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 再任	18回／18回
3	作道政昭	取締役 兼 執行役員 商品本部長 再任	18回／18回
4	高橋誠	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 再任	17回／18回
5	二上芳彦	取締役 兼 執行役員 人事総務本部長 再任	14回／14回
6	矢部謙介	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	18回／18回
7	梶本文喜	社外取締役 新任 社外 ・ 独立	-
8	足羽由美子	社外取締役 新任 社外 ・ 独立	-

※1 上記の取締役候補者の地位及び担当は、2021年5月7日現在のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員候補者

※2 二上芳彦氏の取締役会への出席状況については、2020年5月28日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

1 神尾 啓治

かみ お けい じ

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	30,650株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年3月 当社入社 1998年2月 当社営業コーディネーター部長 2001年9月 当社八幡町店店長 2003年3月 当社商品統括部デイルーマネージャー 2004年3月 当社店舗統括本部長 2004年5月 当社取締役 2006年9月 当社商品統括本部長 2008年5月 当社常務取締役 2009年3月 当社ステーブル商品統括本部長 2011年3月 当社営業担当兼商品統括本部長 2011年5月 当社商品統括本部長 2013年5月 当社代表取締役社長（現） 2019年5月 当社社長執行役員（現）		
取締役候補者の選任理由	神尾啓治氏は豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、経営の最高責任者として全従業員に対して強いリーダーシップを執っていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	神尾啓治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 山田 憲一郎

やま だ けんいちろう

再任

生年月日	1961年6月10日	所有する当社の株式数	15,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 1996年4月 当社二宮店店長 2002年2月 当社店舗運営部マネージャー 2005年3月 当社店舗運営部長 2007年3月 当社人事教育部長 2009年3月 当社人事総務本部長 2009年5月 当社取締役（現） 2012年3月 当社人事本部長兼人事部長 2013年5月 当社営業サポート本部長兼CS推進部長 2014年4月 当社営業統括本部長 2015年3月 当社商品統括本部長 2017年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社常務執行役員（現） 2019年9月 当社営業本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	山田憲一郎氏は人事、総務、営業、商品政策部門の執行責任者を歴任し、これまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	山田憲一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

つくり みち まさあき
3 作道 政昭

再任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	2,891株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2013年3月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）第2営業部長 2014年3月 同社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 同社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 同社商品本部長 2015年5月 同社取締役兼執行役員 2017年9月 同社マックスバリュ事業本部長 2019年9月 当社取締役（現） 2019年9月 当社執行役員（現） 2019年9月 当社商品本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	作道政昭氏は商品政策部門の執行責任者を務め、営業・商品等の業務や経営に対する豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	作道政昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

たかはし まこと
4 高橋 誠

再任

生年月日	1961年7月4日	所有する当社の株式数	4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 2002年3月 当社福田店店長 2007年9月 当社内部統制構築タスクチームリーダー 2009年3月 当社内部統制部長 2012年3月 当社コンプライアンス部長 2013年6月 当社経営監査室長 2014年4月 当社経営管理本部長（現） 2016年5月 当社取締役（現） 2019年5月 当社執行役員（現）		
取締役候補者の選任理由	高橋誠氏は経営管理部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	高橋誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

5 二上 芳彦

にかみ よしひこ

再任

生年月日	1968年7月29日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2008年5月 同社B S業務部マネージャー 2009年8月 イオンアイビス株式会社B S業務部マネージャー 2011年9月 イオン株式会社グループ人事部新人事システム構築プロジェクトリーダー 2016年4月 イオンアイビス株式会社B S業務部長 2020年3月 当社執行役員（現） 2020年3月 当社人事総務本部長（現） 2020年5月 当社取締役（現）		
取締役候補者の選任理由	二上芳彦氏は人事、総務部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	二上芳彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）二上芳彦氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社及びその子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

6 や べ けんすけ 矢部 謙介

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 1999年7月 同社コンサルタント 2002年1月 株式会社ローランド・ベルガー シニアコンサルタント 2003年1月 同社プロジェクト・マネージャー 2008年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授 2010年4月 同大学商学部教授 2011年4月 中京大学経営学部准教授 2016年4月 同大学経営学部教授 2018年5月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）社外取締役 2019年9月 当社社外取締役（現） 2020年4月 中京大学国際学部教授（現）		
社外取締役候補者の選任理由	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学の教授を務められております。それらの豊富な経験と幅広い見識に基づき、2019年9月に当社社外取締役に就任して以来、当社の持続的な企業価値の向上に向けて当社グループの経営及びガバナンス体制に対する監督機能を発揮していただいております。引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外に会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。		
特別の利害関係	矢部謙介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、矢部謙介氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、矢部謙介氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、矢部謙介氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

7 梶本 文喜

かじもと たけき

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1957年5月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年3月 梶本機械工業株式会社（現株式会社ケーイーコーポレーション）入社 1989年7月 同社取締役 1993年7月 同社専務取締役 1995年7月 同社代表取締役社長（現） 2012年4月 KE・OSマシナリー株式会社代表取締役社長 2017年6月 同社取締役（現）		
社外取締役候補者の選任理由	梶本文喜氏はケーイーコーポレーション株式会社の創業家として同社の経営に長年にわたって携われ、その中で培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の持続的な企業価値の向上に向けての助言及び経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	梶本文喜氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、梶本文喜氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、梶本文喜氏を独立役員として届け出る予定であります。

8 あしわ ゆみこ 足羽 由美子

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1959年4月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年9月 東海税理士会所属足羽会計事務所入所 2013年1月 同事務所所長（現） 2014年6月 静岡信用金庫協会非常勤監事（現） 2015年2月 静岡市立病院評価委員会委員（現） 2016年3月 株式会社トライアイズ社外取締役 2018年1月 株式会社ブルーム代表取締役社長（現） 2020年6月 静岡信用金庫非常勤監事（現）		
社外取締役候補者の選任理由	足羽由美子氏は長年税理士として活動されているほか、人材育成を目的とした株式会社ブルームを設立し、その代表者として経営に携わられております。その中で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の持続的な企業価値の向上に向けての助言及び経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	足羽由美子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、足羽由美子氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、足羽由美子氏を独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役太田年和氏、居城泰彦氏は辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 ^{きむら まさみつ}木村 正光

新任

社外監査役候補者

生年月日	1964年2月15日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1986年3月 マイランドシューズ株式会社（現株式会社ジーフット）入社 2001年9月 株式会社ニューステップ（現株式会社ジーフット）ストアサポート部長 2004年2月 同社販売促進部長 2014年8月 同社コントロール部長 2016年3月 同社経営企画本部長 2016年5月 同社執行役員 2018年5月 同社取締役（現） 2018年5月 同社総合企画担当 2019年4月 同社商品本部長 2021年4月 同社社長付（現）		
社外監査役候補者の選任理由	木村正光氏は長年にわたり小売業の営業部門並びに管理部門に携われ、その中で培われた豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	木村正光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 木村正光氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社の子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

2. 木村正光氏は、2021年5月21日付で株式会社ジーフットの取締役を退任し、同社を退職予定であります。

2 しのぎ たかし 篠崎 岳

新任

生年月日	1968年8月3日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2002年4月 マックスバリュ九州株式会社（現イオン九州株式会社）入社 2007年9月 同社コントロール部長 2014年9月 同社経営管理部長 2016年3月 同社管理統括部長 2017年5月 同社執行役員 2019年5月 同社管理本部長 2020年9月 同社デジタルトランスフォーメーション責任者兼業務改革推進部長 2021年3月 イオン株式会社SM担当付（現）		
監査役候補者の選任理由	篠崎岳氏は長年にわたり小売業の管理部門に携われ、その中で培われた豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	篠崎岳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）篠崎岳氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社及びその子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

以上

<取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針>

- (1) 取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
- ① 当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。
 - ② 取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。
 - ③ 経営感覚及びリーダーシップに優れていること。
 - ④ 取締役にあふさわしい人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
- ① さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。
 - ② 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。
 - ③ コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

<社外役員の独立性基準>

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)
- (2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。
 - ① 当社の主要な取引先。(注2)
 - ② 当社の主要な借入先。(注3)
 - ③ 当社の議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。
- (4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。

- (5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。
- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。

(注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。

(注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。

(注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

(注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

(注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

(添付書類)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済活動に大きな影響を及ぼし、一部で改善の兆しが伺えるものの、感染拡大の収束と景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社が属する食品スーパーマーケット業界においては、生活習慣の変化に伴う内食需要の高まりが生じる一方、企業収益や雇用環境の悪化、個人所得や消費マインドの低下も続く中、今後の景気動向は予断を許さない状況と考えられます。また、業種・業態を超えた競争環境の激化や人件費の高騰といった経営課題も依然として抱えております。

このような中、当社グループは、ブランドメッセージである“想いを形に、「おいしい」でつながる。”を具現化すべく、本年度のスローガンに「善心・全身・前進 ～3つの満足最大化～」を掲げ、環境変化への対応と地域密着経営の更なる推進による「お客さま」「従業員」「地域社会」の3つの満足の最大化を目指すとともに、コロナ下におけるお客さまの生活を支えるライフラインとしての社会的役割を果たすべく、消費動向の変化に対応した店舗運営に取り組んでまいりました。

【国内事業】

店舗運営におきましては、お客さま及び従業員の安全・安心を確保すべく、従業員のマスク着用と体調管理の徹底、店舗出入口へのアルコール消毒液の設置や店内換気の実施、アルコールによる買物カートや買物かご等の拭き上げ、レジカウンターへの飛沫防止シート設置などの感染拡大防止を講じ、お客さまのご協力も得ながら全店で通常どおりの営業を続けてまいりました。

また、コロナ下における内食需要と節約志向の高まりに対応すべく、生鮮食品や購買頻度の高い商品の展開強化、価格訴求力の向上に加え、個包装による小容量商品の品揃えの徹底を図るとともに、均一セールスの火・水曜日やお客さま感謝デーといった得意日や週末における売場展開の整備を図り、お客さまへの安定した商品提供に取り組んでまいりました。また、イオン「トップバリュ」の展開強化を通じて商品の価値訴求に努め、多様な消費ニーズへの対応を図るとともに、コロナ下で外食や観光の需要が落ち込む各県の「じもの」商品応援セールを行うなど、地域への貢献度向上にも努めてまいりました。

一方、コロナ下で顕著となった購買行動の変化に対しては、2020年3月・4月に静岡県浜松市・磐田市エリア、同年9月・10月・11月には岐阜県大垣市・瑞穂市エリア、神奈川県小田原市・開成町エリア、愛知県岡崎市エリア、2021年1月には神奈川県平塚市・茅ヶ崎市エリアを対象とした当社ネットスーパーの配送拠点を新たに開設し、変化への着実な対応を進めてまいりました。これにより、ネットスーパーの拠点は6拠点増加し、計20拠点となりました（内訳、静岡県7拠点、愛知県3拠点、三重県3拠点、岐阜県1拠点、神奈川県2拠点）。また、2020年11月に試験的に導入したフードデリバリープラットフォーム「Uber Eats」を利用した商品配達サービスに加え、2021年2月にはdely株式会社（東京都港区）の運営する人気レシピ動画サービス「クラシル」内でのネットスーパーサービスの提携を開始するなど、新たな試みも開始いたしました。加えて、当社ネットショップにおきましてはコンテンツの充実を図り、地域の「じもの」商品をはじめ全国各地の魅力ある商品の提供に努めてまいりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

また、家庭における調理機会の増加に対しては、当社が推進する「ちゃんとごはん」の取組みの一環として、当社ホームページ内に開設した「ちゃんとごはん通信」を通じ、健康的な食生活実現に向け、旬の食材を活用したレシピや食に関する様々な提案などの情報発信を強化するとともに、当社管理栄養士監修による惣菜や地域の大学生との協働による栄養バランスに配慮した弁当などの商品開発にも取り組んでまいりました。

コロナ下における内食需要の高まりを踏まえ、これらの施策に取り組んだ結果、通期における既存店の売上高は前年同期比105.5%と前期を大きく上回って推移いたしました。

当社の商品部門別売上高の状況

部	商 品	売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
部	農 産	42,255	12.3	135.8
	水 産	22,616	6.6	133.2
	畜 産	29,737	8.6	133.1
	フ ー ド	39,727	11.5	123.1
	デ イ リ ー	87,378	25.4	133.8
	グ ロ サ リ ー	103,475	30.1	130.4
	食 品 計	325,190	94.5	131.5
門	ノ ン フ ー ズ	17,847	5.2	132.9
	そ の 他	1,051	0.3	133.1
合 計		344,089	100.0	131.5

(注) フードは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロサリーは加工食品、ノンフーズは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。

(教育体制)

2020年度における教育は、防疫体制を整えた上で、当初の計画から開催方法を大きく変更して実施してまいりました。ライブ配信やストリーミング、教育コンテンツ（eラーニング）などインターネットを活用した教育スタイルを整備するとともに、店舗管理者（店長・副店長・管理担当）を対象とした研修及び新任職位に合わせたマネジメント研修などの実務教育を中心に進めてまいりました。また、次期店長選抜養成プログラム、次期副店長選抜養成プログラム、NEXT10（若手能力開発プログラム）、ダイバーシティ推進室主催による店舗管理者を目指す女性社員を対象とした「なでしこ勉強会」などの次世代育成についても継続的に取り組んでまいりました。

(環境保全・社会貢献活動)

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

・「ありがとう」キャンペーンの取組み拡大

富士山の美化・環境保全を目的に2010年より実施している「富士山ありがとう」キャンペーンに続く取組みとして、2020年9月より「三重県ありがとう」「愛知県ありがとう」キャンペーンを開始いたしました。これは、各県にゆかりのある商品の販売を通じて地産地消の推進を図るとともに、この売上高の一部を各県に寄付金として贈呈し、環境事業や健康促進などの活動にお役立ていただくものです。

・富士山（世界文化遺産）の環境保全や美化活動の取組み

富士山の環境保全、美化活動をテーマにした取組みとして、「富士山ありがとう」キャンペーン活動や「しずおか富士山WAON」（電子マネー）を通じた寄付、「富士山環境保全募金」を行なっております。

・ご当地WAONカードを活用した地域貢献の取組み
「しずおか富士山WAON」「やまなし富士山WAON」「出世城浜松城WAON」「富士宮やきそばWAON」「世界遺産韮山反射炉WAON」「あいち三英傑WAON」「防災・減災都市なごやWAON」「伊勢志摩WAON」「熊野古道伊勢路WAON」の9種類のご当地WAONを発行しています。お客さまのご利用金額の0.1%を当社が寄付し、地域の活性化にお役立ていただいております。

・「Smart募金」の開始
現金での募金のみならず、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済での募金にも対応する「Smart募金」を新たに開始いたしました。

〔店舗開発〕

店舗展開におきましては、2020年3月のマックスバリュ湯河原店（神奈川県足柄下郡湯河原町）をはじめ、同年7月にマックスバリュエクスプレス沼津岡宮店（静岡県沼津市）、8月にマックスバリュ藤枝藪田店（静岡県藤枝市）、9月にマックスバリュ豊田西郷店（愛知県豊田市／当社初出店）、10月にマックスバリュ東海荒尾店（愛知県東海市／同初出店）、マックスバリュ西尾新在家店（愛知県西尾市）、11月にマックスバリュ岡崎美合店（愛知県岡崎市／同初出店）、マックスバリュエクスプレス浜松常盤町店（浜松市中区）を開設し、当社の重点出店エリアと位置付ける愛知県三河エリアへの4店舗、静岡県中西部エリアへの2店舗を含め、本年度は計8店舗の新店開設となりました。加えて、店舗の競争力を高め、より魅力ある商品とサービスの提供に努めるべく、既存店舗の活性化改装を計10店舗にて実施いたしました。この他、店舗建替えによる3店舗の一時閉鎖や、経営の効率化を図るべく1店舗の閉鎖を行ったほか、それぞれの地域で展開していた計7つの屋号を「マックスバリュ」「マックスバリュエクスプレス」「マックスバリュグランド」の3つに順次集約してまいりました。

これらの結果、国内事業における店舗数は静岡県101店舗、愛知県52店舗、三重県45店舗、滋賀県6店舗、岐阜県8店舗、神奈川県16店舗、山梨県1店舗の計229店舗となりました。

〔連結子会社〕

中国事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの都市で移動や営業などの規制措置が取られる中、全社員一丸となって店舗の営業及び商品の安定供給、防疫対策に全力で取り組んでまいりました。

イオンマックスバリュ(広州)商業有限公司では、コロナ下において激変したお客さまの行動様式や消費動向に対し、商品の安定供給を基点としたイオン「トップバリュ」の積極的導入、非接触のキャッシュレスセルフレジの全店導入、ネットスーパー事業の強化に取り組んでまいりました。

イオンマックスバリュ(江蘇)商業有限公司におきましても、ネット販売の強化や安全・安心や健康志向への高まりに対応し、販促や仕入れ条件の見直しに取り組むなど、経営の改善に努めてまいりましたが、想定した客数の確保には大きく及ばず、2021年2月末までに営業店舗を閉店いたしました。なお、同年3月20日開催の株主会にて解散及び清算する決議を行い、今後の清算日程につきましては、現地法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定でございます。

国内にて惣菜や米飯など製造・加工するデリカ食品株式会社におきましては、商品供給エリアの拡大、新規商品の開発に加え、製造商品の見直しと製造工程の効率化を図りました。加えて食品安全管理体制の強化を更に推進すべくISO22000の認証部門の拡大取得に向け取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益3,559億4百万円（対前期比31.1%増）、売上高3,494億58百万円（同31.0%増）、営業利益117億26百万円（同64.0%増）、経常利益117億44百万円（同68.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億2百万円（同80.5%増）となりました。

(注釈) 「ちゃんごはん」・・・当社では、お客さまに健康で生き生きとした生活を送っていただくため、バランスの良い食事、すなわち“ちゃんごはんを食べる”ことを知っていただく機会として、健康的な食生活のご提案や、食事バランスを考慮したお弁当や惣菜の紹介などに取り組んでおり、このような取り組みの総称を「ちゃんごはん」と呼んでおります。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度において、当社グループは、新店に26億69百万円、既存店舗等に33億51百万円の投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は60億21百万円でありま
す。これらの資金については自己資金により賄っております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第59期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで
営業収益 (百万円)	224,302	226,517	271,517	355,904
営業利益 (百万円)	5,254	4,956	7,150	11,726
経常利益 (百万円)	5,246	4,877	6,955	11,744
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,212	2,785	2,937	5,302
1株当たり当期純利益 (円)(注)1	180.32	156.29	108.61	146.07
総資産 (百万円)	72,374	73,787	119,857	130,813
純資産 (百万円)	48,204	49,937	70,664	74,279

当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第59期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで
営業収益 (百万円)	220,450	221,697	265,900	350,343
営業利益 (百万円)	5,813	5,480	7,403	11,935
経常利益 (百万円)	5,806	5,395	7,260	11,993
当期純利益 (百万円)	2,977	2,606	2,258	5,091
1株当たり当期純利益 (円)(注)1	167.11	146.27	83.48	140.25
総資産 (百万円)	71,357	72,812	117,146	128,487
純資産 (百万円)	48,207	50,003	70,678	74,038

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

- 2019年9月1日付でマックスバリュ中部株式会社と経営統合を行っており、第58期における財産及び損益は大幅に変動しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を24,861千株(議決権比率69.53%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリカ食品株式会社	20百万円	100.00%	寿司・米飯・惣菜等の製造
イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	250百万人民元	80.80%	食品スーパーマーケットの 経営
イオンマックスバリュ (江蘇) 商業有限公司 (注)	240百万人民元	93.33%	食品スーパーマーケットの 経営

(注) イオンマックスバリュ(江蘇)商業有限公司は、2021年3月20日開催の株主会において、解散及び清算を決議いたしました。

③ 親会社との取引に関する事項

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類の個別注記表「8. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。コロナ下におけるお客さまの消費動向や価値観の変化、高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化など、店舗を取り巻く環境がいつその速度をもって変化する中、店舗はお客さまや地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われまます。このような環境下、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

①国内スーパーマーケット事業

- ・お客さまの安全安心を優先した店舗運営の徹底
- ・4事業部制による地域密着経営の更なる深耕
- ・新規店舗出店及びEC戦略の推進による競争力の強化
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・成長を支える人材育成
- ・お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上
- ・業務の効率化に向けた構造改革の推進

②中国スーパーマーケット事業

- ・お客さま本位の店舗運営推進及びサービスレベルの向上
- ・消費動向の変化に対応した商品政策の推進
- ・収益力の改善

③デリカ食品事業

- ・新規商品開発と供給拡大に向けた体制の構築

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務等を営んでおります。

(7) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

① 本社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

② 店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	マックスバリュ グランド	ミセス スマート	合計
静岡県	71店舗	30店舗	-	-	101店舗
愛知県	45店舗	5店舗	2店舗	-	52店舗
三重県	44店舗	-	-	1店舗	45店舗
神奈川県	10店舗	6店舗	-	-	16店舗
岐阜県	8店舗	-	-	-	8店舗
滋賀県	6店舗	-	-	-	6店舗
山梨県	1店舗	-	-	-	1店舗
合計	185店舗	41店舗	2店舗	1店舗	229店舗

(注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が23店舗あります。

2. 当期新設店舗

2020年3月 マックスバリュ湯河原店 (神奈川県足柄下郡湯河原町)
 2020年7月 マックスバリュエクスプレス沼津岡宮店 (静岡県沼津市)
 2020年8月 マックスバリュ藤枝薮田店 (静岡県藤枝市)
 2020年9月 マックスバリュ豊田四郷店 (愛知県豊田市)
 2020年10月 マックスバリュ東海荒尾店 (愛知県東海市)
 2020年10月 マックスバリュ西尾新在家店 (愛知県西尾市)
 2020年11月 マックスバリュエクスプレス浜松常盤町店 (浜松市中区)
 2020年11月 マックスバリュ岡崎美合店 (愛知県岡崎市)

3. 当期店名変更店舗

2020年4月 マックスバリュ瑞穂通店 (名古屋瑞穂区)
 2020年10月 マックスバリュ長泉下土狩店 (静岡県駿東郡長泉町)
 2020年10月 マックスバリュグランリバー大井川店 (静岡県焼津市)
 2020年11月 マックスバリュ厚木妻田店 (神奈川県厚木市)
 2020年11月 マックスバリュ三島広小路店 (静岡県三島市)
 2020年12月 マックスバリュ御殿場便船塚店 (静岡県御殿場市)
 2021年1月 マックスバリュせせらぎパーク三好店 (静岡県三島市)
 2021年2月 マックスバリュ沼津香貫店 (静岡県沼津市)

4. 当期閉店店舗

2020年8月 マックスバリュエクスプレス浜松飯店店 (浜松市南区) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2020年8月 ミセススマート菰野店 (三重県三重郡菰野町) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年2月 キミサワ加茂川店 (静岡県三島市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
 2021年2月 マックスバリュエクスプレス大和駅前店 (神奈川県大和市)

③ 流通センター

長泉流通センター (静岡県駿東郡長泉町)

(注) 上記のほか、水産一次加工所、デリカ長泉加工所、デリカ長泉工場、デリカ三島工場、北勢プロセスセンター、福船プロセスセンターがあります。

④ 子会社

会社名	主要拠点	
デリカ食品株式会社	本社	三重県松阪市大口町185番地の1
	工場	1箇所
イオンマックスバリュ (広州)商業有限公司	本社	中華人民共和国広東省広州市天河区
	店舗 (中国)	6店舗
イオンマックスバリュ (江蘇)商業有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省蘇州市高新区
	店舗 (中国)	—

(8) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数 (前連結会計年度末比)	前 連 結 会 計 年 度 末
2,801名 (75名増)	2,726名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員20名を含み、派遣出向社員384名、労働組合専従者7名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、11,635名(前連結会計年度末比3,058名増)であります。(ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出)
3. 2019年9月のマックスバリュ中部株式会社との経営統合により、年間比較ではパートタイマーの期中平均雇用人員数が著しく増加しております。
4. 当社グループは、「スーパーマーケット事業」と「その他事業(ミスタードーナツ事業)」の2つを事業セグメントとしております。「その他事業」については、報告セグメントとして区分する重要性が乏しいため、「その他事業」を「スーパーマーケット事業」に結合した結果、報告セグメントが単一となるため、セグメント情報の開示は省略しております。

② 当社個別の従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	1,837名 (10名減)	45歳3ヵ月	7年4ヵ月
女 子	573名 (82名増)	36歳6ヵ月	4年6ヵ月
合 計 また は 平 均	2,410名 (72名増)	43歳6ヵ月	6年10ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員22名を含み、派遣出向社員408名(内17名は連結子会社出向)、労働組合専従者7名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、10,807名(前事業年度末比2,550名増)であります。(ただし1日労働時間8時間換算で算出)
3. 2019年9月のマックスバリュ中部株式会社との経営統合により、年間比較ではパートタイマーの期中平均雇用人員数が著しく増加しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社であるイオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司は、2021年3月20日開催の株主会において、解散及び清算することを決議いたしました。

詳細は、連結計算書類の連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記（連結子会社の解散及び清算）」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 36,473,848株（自己株式173,411株を含む。）
 (3) 株主数 37,663名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	24,861千株	68.49%
マックスバリュ東海従業員持株会	579	1.60
株式会社百五銀行	390	1.08
株式会社第三銀行	372	1.03
三菱食品株式会社	360	0.99
株式会社ウメモト	286	0.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	227	0.63
竹内 晶子	190	0.53
加藤産業株式会社	182	0.50
サントリー酒類株式会社	118	0.33

(注) 1. 当社は自己株式173,411株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 (2021年2月28日現在)

① 当社取締役に対し交付した新株予約権の概要

発行回数 (発行日)	新株予約 権 の 数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使す ることができる期間
第3回新株予約権 (2010年5月6日発行)	104個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,400株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2010年6月7日から 2025年6月6日まで
第4回新株予約権 (2011年5月2日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2011年6月2日から 2026年6月1日まで
第5回新株予約権 (2012年5月1日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2012年6月1日から 2027年5月31日まで
第6回新株予約権 (2013年5月1日発行)	101個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,100株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2013年6月1日から 2028年5月31日まで
第7回新株予約権 (2014年5月1日発行)	99個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,900株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2014年6月1日から 2029年5月31日まで
第8回新株予約権 (2015年5月1日発行)	93個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,300株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2015年6月1日から 2030年5月31日まで
第9回新株予約権 (2016年5月2日発行)	138個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 13,800株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2031年6月2日まで
第10回新株予約権 (2017年5月1日発行)	125個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 12,500株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2017年6月1日から 2032年5月31日まで
第11回新株予約権 (2018年5月1日発行)	117個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 11,700株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2018年6月1日から 2033年5月31日まで
第12回新株予約権 (2019年5月7日発行)	95個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,500株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2019年6月7日から 2034年6月6日まで
第19回新株予約権 (2019年9月1日発行)	24個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,416株	当社取締役1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2029年6月9日まで
第20回新株予約権 (2019年9月1日発行)	24個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,416株	当社取締役1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2030年6月9日まで
第21回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2031年6月9日まで
第22回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2032年6月9日まで
第23回新株予約権 (2019年9月1日発行)	36個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 2,124株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2033年6月9日まで
第24回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2034年6月9日まで
第25回新株予約権 (2020年5月1日発行)	63個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 6,300株	当社取締役4名	1株当たり 1円	2020年6月1日から 2035年5月31日まで

- (注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権はありません。
 2. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
 - ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 当事業年度末に当社取締役が保有する新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第11回新株予約権	27個	2,700株	2名
第12回新株予約権	21個	2,100株	2名
第22回新株予約権	23個	1,357株	1名
第23回新株予約権	12個	708株	1名
第24回新株予約権	23個	1,357株	1名
第25回新株予約権	52個	5,200株	3名

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼 社長執行役員	神 尾 啓 治		
取 締 役 兼 常務執行役員	山 田 憲 一 郎	営業本部長	
取 締 役 兼 執行役員	作 道 政 昭	商品本部長	
取 締 役 兼 執行役員	高 橋 誠	経営管理本部長	
取 締 役 兼 執行役員	二 上 芳 彦	人事総務本部長	
取 締 役	中 西 安 廣		株式会社あみやき亭 社外取締役
取 締 役	立 石 雅 世		弁護士
取 締 役	矢 部 謙 介		中京大学教授
常 勤 監 査 役	太 田 年 和		イオン東北株式会社 非常勤監査役
監 査 役	小 坂 田 成 宏		弁護士
監 査 役	居 城 泰 彦		イオン株式会社 DS担当 イオン東北株式会社 非常勤監査役 マックスバリュ南東北株式会社 非常勤監査役
監 査 役	福 井 恵 子		株式会社光洋 常勤監査役

- (注) 1. 取締役中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏は、社外取締役であります。なお、当社は中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役太田年和氏、小坂田成宏氏、福井恵子氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役太田年和氏が兼職しているイオン東北株式会社、監査役居城泰彦氏が兼職しているイオン東北株式会社及びマックスバリュ南東北株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。また、監査役福井恵子氏が兼職している株式会社光洋は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社株式会社ダイエーの子会社であります。
5. 当社は、社外取締役中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏、社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 当社は執行役員制度を採用しております。取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	久 保 田 義 彦	第四事業部長
執 行 役 員	遠 藤 真 由 美	ダイバーシティ推進室長兼デリカ商品統括部長
執 行 役 員	水 越 昭	店舗開発本部長
執 行 役 員	東 卓 也	営業サポート本部長
執 行 役 員	藤 本 友 也	第一事業部長
執 行 役 員	関 根 賢 一	第三事業部長
執 行 役 員	前 和 昭	第二事業部長

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当社の役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経営内容等を考慮し取締役の報酬は取締役会の決議で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役10名 146百万円 (うち社外取締役3名 12百万円)

監査役3名 17百万円 (うち社外監査役3名 17百万円 監査役の員数には無報酬である1名は含めておりません。)

(注) 報酬等の総額には、第59期に係る役員業績報酬支給見込額及びストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 中西 安 廣	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に事業戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
取締役 立石 雅 世	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から適宜助言・発言を行っております。
取締役 矢部 謙 介	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に経営戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
常勤監査役 太田 年 和	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 小坂田 成 宏	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 福井 恵 子	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会14回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の要職及び監査役としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額
13百万円

④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、地域に根ざした事業経営経験者、法務、会計等の高い知見を有する者を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

(4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的な取締役研修会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る監査報酬等の額			71百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			71百万円

(注)1 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

(注)2 イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。
また、イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2020年2月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・執行役員その他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・執行役員その他使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、役員の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当執行役員は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、執行役員その他使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会・執行役員会議事録
 - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
 - エ. 取締役を最終決裁権者とする決裁伺い書・契約書
 - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、執行役員会・取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、執行役員会を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、執行役員会において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ③ 執行役員会・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する執行役員は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は関係会社管理部門を設置し、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、海外を含む子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本社所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。

- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役・執行役員その他使用人が監査役に報告するための体制
- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ. 重大な法令・定款違反
 - オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
 - カ. その他コンプライアンス上の重要な事項
- 執行役員その他使用人は前項イ.及びエ.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに執行役員を兼務する取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役・執行役員その他使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

(2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び執行役員会議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、監査部門が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ133店舗実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的に執行役員会及びコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
- ② 執行役員会規程に基づき、執行役員会を本年度は46回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務分掌・職務責任権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務分掌・職務責任権限規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。
- ⑤ 執行役員制を採用し、取締役との機能分担を明確にした上で、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督機能の強化を図っております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けております。

当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社監査部門責任者から説明を受けております。また、当社監査部門は当社子会社の監査を定期的の実施しており、経営陣・監査役に報告しております。

③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。

④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者で構成する会議を毎月開いております。関係企業管理部門員は、同会議に直接またはテレビ会議システムを介して出席しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。

また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当50円を予定しております。

10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(61,685)	流 動 負 債	(46,522)
現 金 及 び 預 金	19,596	買 掛 金	28,083
売 掛 金	378	リ ー ス 債 務	218
商 品	8,485	未 払 法 人 税 等	3,924
貯 蔵 品	207	賞 与 引 当 金	2,101
未 収 入 金	9,575	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	56
関 係 会 社 預 け 金	21,507	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	197
そ の 他	1,935	資 産 除 去 債 務	30
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	11,909
固 定 資 産	(69,128)	固 定 負 債	(10,012)
有 形 固 定 資 産	<53,874>	リ ー ス 債 務	1,954
建 物 及 び 構 築 物	24,863	商 品 券 回 収 損 失 引 当 金	2
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	227	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
器 具 備 品	4,578	退 職 給 付 に 係 る 負 債	345
土 地	22,392	長 期 預 り 保 証 金	3,377
リ ー ス 資 産	1,793	資 産 除 去 債 務	3,938
建 設 仮 勘 定	19	そ の 他	382
無 形 固 定 資 産	<509>	負 債 合 計	56,534
の れ ん	315	純 資 産 の 部	
そ の 他	194	株 主 資 本	(74,632)
投 資 そ の 他 の 資 産	<14,743>	資 本 金	<2,267>
投 資 有 価 証 券	422	資 本 剰 余 金	<22,016>
長 期 貸 付 金	19	利 益 剰 余 金	<50,695>
長 期 前 払 費 用	888	自 己 株 式	<△346>
繰 延 税 金 資 産	5,395	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△508)
差 入 保 証 金	7,901	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	<△21>
そ の 他	192	為 替 換 算 調 整 勘 定	<87>
貸 倒 引 当 金	△76	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	<△575>
資 産 合 計	130,813	新 株 予 約 権	(120)
		非 支 配 株 主 持 分	(34)
		純 資 産 合 計	74,279
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,813

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		349,458
売上高		349,458
その他の営業収益		6,446
営業収益合計		355,904
売上原価		253,922
売上総利益		95,535
営業総利益		101,981
販売費及び一般管理費		90,254
営業利益		11,726
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	12	
受取保険金	44	
違約金	36	
雑収益	24	
雑収益	117	301
営業外費用		
支払利息	220	
雑損失	63	283
経常利益		11,744
特別利益		
リス解約益	276	276
特別損失		
固定資産除却損失	12	
減損損失	2,756	
店舗閉鎖損失	159	
事業撤退金	164	
新型コロナウイルス感染症対応による損失	65	
その他	93	3,251
税金等調整前当期純利益		8,769
法人税、住民税及び事業税	4,414	
法人税等調整額	△909	3,505
当期純利益		5,263
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△39
親会社株主に帰属する当期純利益		5,302

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	22,055	47,099	△320	71,102
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,706		△1,706
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			5,302		5,302
自 己 株 式 の 取 得				△40	△40
自 己 株 式 の 処 分		△0		14	13
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減		△38			△38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△38	3,596	△26	3,530
当 期 末 残 高	2,267	22,016	50,695	△346	74,632

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	△21	105	△681	△598		119	41	70,664
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,706
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								5,302
自 己 株 式 の 取 得								△40
自 己 株 式 の 処 分								13
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減								△38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	△17	106	89		1	△6	84
当 期 変 動 額 合 計	0	△17	106	89		1	△6	3,615
当 期 末 残 高	△21	87	△575	△508		120	34	74,279

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		(59,704)	流動負債		(45,393)
現金及び預金		18,273	買掛金		27,697
売掛金		227	リース負債		108
商貯蔵品		8,024	未払金		4,845
前払費用		202	未払消費税等		3,133
未収入金		9,565	未払法人税等		3,880
関係会社預け金		21,507	未払消費税		1,919
そ の 他 の 金 庫		929	預り金		1,297
貸倒引当金		△0	賞与引当金		291
固定資産		(68,782)	役員報酬引当金		2,030
有形固定資産		<53,029>	店舗閉鎖損失引当金		52
建物		22,136	資産除去債		132
構築物		2,201	固定負債		3
車両運搬具		4	リース負債		1,402
器具備品		4,480	商品券回収損失引当金		2
土地		22,392	長期預り保証金		3,357
建物		1,793	資産除去債		3,910
無形固定資産		19	その他		382
のれん		<468>	負債合計		54,448
ソフトウエア		315	純資産の部		
その他		106	株主資本		(73,939)
投資その他の資産		46	資本剰余金		<2,267>
投資有価証券		<15,285>	資本準備金		<22,847>
関係会社株		422	その他資本剰余金		3,382
関係会社出資		22	利益剰余金		19,465
長期貸付金		348	その他利益剰余金		<49,170>
長期前払費用		19	別途積立金		49,170
繰延税金資産		888	繰越利益剰余金		44,000
差入保証金		5,132	自己株式		5,170
前払年金費用		7,866	評価・換算差額等		<△346>
その他の金		469	その他有価証券評価差額金		(△21)
貸倒引当金		123	新株予約権		△21
		△7	純資産合計		(120)
資産合計		128,487	負債・純資産合計		74,038
					128,487

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		344,089
売上高		344,089
その他の営業収益		6,253
営業収益合計		350,343
売上原価		249,691
売上総利益		94,398
営業総利益		100,652
販売費及び一般管理費		88,717
営業利益		11,935
受取利息	53	
受取配当金	12	
受取保険金	44	
受取雑収入	32	
受取雑収入	24	
営業外費用	107	274
支雑利息	157	
経常損失	58	216
経常利益		11,993
特別損失		
固定資産売却損	11	
減価償却費	2,652	
関係会社出資金評価損	557	
店舗閉鎖引当金繰入	159	
新型コロナウイルス感染症対応の	65	
その他	7	3,454
税引前当期純利益		8,538
法人税、住民税及び事業税	4,348	
法人税等調整額	△901	3,447
当期純利益		5,091

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,267	3,382	19,465	22,848	43,000	2,785	45,785
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					1,000	△1,000	－
剰 余 金 の 配 当						△1,706	△1,706
当 期 純 利 益						5,091	5,091
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△0	△0	1,000	2,385	3,385
当 期 末 残 高	2,267	3,382	19,465	22,847	44,000	5,170	49,170

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価・換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△320	70,581	△21	△21	119	70,678
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立		－				－
剰 余 金 の 配 当		△1,706				△1,706
当 期 純 利 益		5,091				5,091
自 己 株 式 の 取 得	△40	△40				△40
自 己 株 式 の 処 分	14	14				14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0	1	2
当 期 変 動 額 合 計	△26	3,358	0	0	1	3,360
当 期 末 残 高	△346	73,939	△21	△21	120	74,038

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	家元清文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎肇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡宏仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	家元清文	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎肇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡宏仁	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月14日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	太田年和	Ⓔ
監査役	(社外監査役)	小坂田成宏	Ⓔ
監査役		居城泰彦	Ⓔ
監査役	(社外監査役)	福井恵子	Ⓔ

以上

× 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

× ㄷ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

× 毛

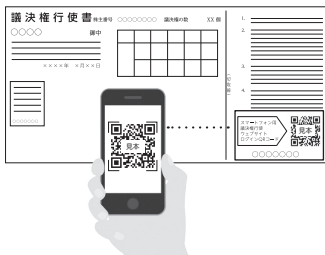
A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

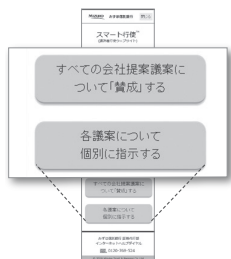
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

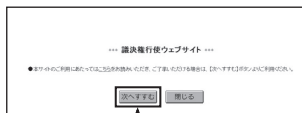
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

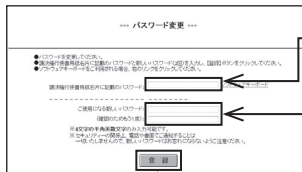
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

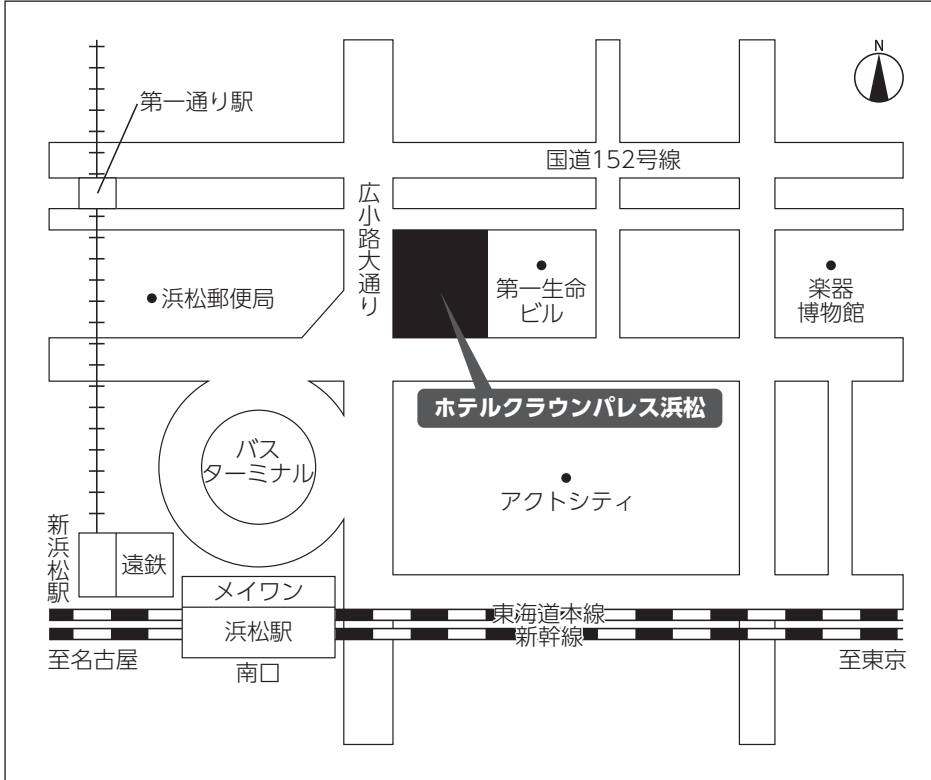
株主総会会場ご案内図

【会 場】 静岡県浜松市中区板屋町110番地17 ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間

【TEL】 053-452-5111

※昨年の株主総会会場から変更しておりますのでご注意ください。

●JR線 浜松駅北口より徒歩約5分



<ご注意> 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

ご出席の株主さまは、ご自身の体調を確認の上感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

また、ご出席の皆さまには会場内でマスク着用をお願いいたします。その他感染予防対策へのご協力もお願いいたします。本株主総会における感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載いたします。今後の状況により内容を随時更新いたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

<https://www.mv-tokai.co.jp>